

英領マラヤにおける野生動物保護政策の展開 1921－30年¹⁾

佐久間亮

はじめに

本稿は1920年代の英領マラヤ（マレー連合州を中心にして、非連合州の動向も一部も含む）における野生動物保護政策の展開を追う。筆者はすでに、英領アフリカにおける保護政策の展開について検討してきた²⁾。英領アフリカにとどまらず、本稿で検討するマラヤを含めて英領アジアにおいても、植民地時代に数多くの野生動物保護立法や保護区が設立され、独立後現在にいたるまで国立公園として世界的な野生動物保護のメッカとなっているのは周知の通りである³⁾。イギリスによるアフリカおよび東南アジア支配は、豊富な天然資源と熱帯植物のプランテーションへの移植・育成、さらにそのための労働力活用がその大きな動機であったことは明らかだが、それと同時に、本国で資源の枯渇が明らかになった野生動物のハンティング＝スポーツを、より資源の豊富なアフリカ、さらには東南アジア各地で維持、拡大する欲望もまたその動機の一つであったことが示されている。18世紀にその最盛期を迎えたイギリス本国のハンティング文化は19世紀以降、おもに英領アフリカに移植され、現地でのビッグ・ゲーム・シューティングの経験はイギリス支配階層の文化的表象ともなったのである⁴⁾。

しかし、19世紀末にはすでにケープ植民地周辺および東アフリカを中心として複数の野生動物種の絶滅という事態が報告され始め、20世紀初頭以降、ハンティングの資源保持を目的として野生動物保護区の設営ラッシュが始まるのである。これらの動きを先導したのが本国の野生動物保護団体としてロビー活動と保護論者の国際的なネットワーク形成に寄与した帝国野生動物相保護協会 Society for the Preservation of the Fauna of the Empire（以下、S P F Eと略記する）である⁵⁾。こうして野生動物保護がすすむ一方で、過酷な環境下で農耕やハンティングなどとのデュアル・オキュペーションの組み合わせに依存してきたアフリカ原住民は、その伝統的な生活のあり方、さらにはその生活圏をも脅かすこととなったのである。

1920年代にいたって、南アフリカ連邦でクリューガー国立公園が創設された⁶⁾ことを皮切りとして、かつての野生動物保護区の国立公園化への動きが始まった。帝国レベルで保護運動を先導したS P F Eの構成メンバーの変化や、その活動規模が帝国の枠組みを超えて広がり始めたことがその背景として考えられるが、このことによってその目的がこれまでのスポーツの資源確保から一定地域の生態系の維持、さらに、その観光資源としての活用へと変わっていくことになったのである⁷⁾。また、これまでの保護区が特権者のための排他的な空間だったものが、程度の差はある「国民」に開かれた施設へと変貌を遂げるきっかけにもなったのである。

さて SPF Eの人的ネットワークは本稿で対象とする英領マラヤにもおよび、その圧力の下で、現在の有名なタマンネガラ国立公園の前身であるジョージ五世国立公園が設立されたのが1937年のことである。この地において、SPF Eの国際的ネットワークの一翼を担い、野生動物保護運動を先導したのがセオドア・ラスボーン・フバック Theodore Rathbone Hubback その人である。この時期の英領植民地各地で展開された保護運動の中心となったのはもともと熱心なハンター＝スポーツマンだった人々であり、英帝国の野生動物保護政策にみられる上述の論理展開はこうした人々の経験に体現されている。その経験については後に詳述するが、フバックもまた熱心なスポーツマンであり、マレー半島でのハンティングについて多数の著作がある。しかし、20年代以降、かれは保護論者へと転身し、当地の運動をリードすることになるのである。

さて、この国立公園の形成にいたる保護運動のプロセスは、英領マラヤにおける野生動物保護政策史の上で重要であるのはもちろん、SPF Eなどの活動を通じて、英帝国レベルで、さらには国際レベルで、それまでの野生動物保護運動がスポーツ資源の保護から一定地域の野生動物相、あるいは生態系保護へと舵を切る1930年代においてきわめて重要な意味をもったと考えられる。にもかかわらず、これまでの研究は、英領アフリカでの保護政策の展開や圧力団体としてのSPF Eなどの研究、さらには33年にロンドンで開催され、国立公園建設こそが最良の保護政策であることを確認した「アフリカ野生動物保護のための国際会議」などが注目され⁸⁾、またJ.マッケンジーの記念碑的作品以来、アフリカの保護政策について数多くの実証研究が重ねられてきた。しかし、英領アジアに関する本格的研究はいまだ数える程度にすぎない⁹⁾。その理由として、アジアの野生動物相がアフリカのそれに比べれば貧弱であり、本国のハンティング熱を引きつける魅力に乏しく、それゆえに保護活動もさほどの危機感を伴わずおこなわれたのだという印象が同時代人、さらには研究者の間で共有されてきたことがまずひとつ考えられる。また、アフリカにおける保護政策や国立公園の設営が、先述のように原住民の生活圏を浸食しつつ、かれらの伝統的なハンティングを「密猟」として否定しながらドラスティックに進行したことが、独立後現在にいたるまで、多くの抵抗運動を引き起こしてきており、権利回復の運動は現在も続いているということがある。野生動物および自然環境の保全が強権的な植民地支配下でこそ進展したという逆説がそこには見られる



のであり、現在の自然保護運動にもその影響が投影しているというのである。一方、英領アジアについては、アフリカでの野生動物減少への危機感が反映したことで保護政策が開始されたにすぎないと見られ、現地社会とのさほどの軋轢もなく進展していったとの認識は、マッケンジーらの研究でも見られるのである¹⁰⁾。

しかし、英帝国下の野生動物保護政策は個々の植民地の枠を超えたネットワークを背景として進んだのであり、英領アジア、とりわけ本稿で扱う1920年代から30年代の英領マラヤの状況は、上述の野生動物保護政策のパラダイムの変更を促すうえで見逃すことのできない影響を及ぼしたのである。したがって、英帝国下の野生動物保護政策の全体像とその歴史的特性を明らかにするうえで英領マラヤの状況をその歴史的コンテキストに基づいて理解することが不可欠であると考えられる。

本稿では、英領マラヤにおける野生動物保護政策の重要な転換点とされる30年の野生動物保護調査委員会による調査開始にいたるまでの現地白人社会と保護政策推進者側との間に生じた激しい軋轢を具体的に明らかにする。調査委員会が任命されて、マレー連合州政府レベルにおいて野生動物保護がそのアジェンダとしてようやく認知されたのであるが、この委員会設立自体、保護政策に対する現地白人社会の側の猛烈な反発を背景としているのである。

一

ここではマレー半島での野生動物保護政策がようやく連合州政府レベルのアジェンダとなり、保護政策の基本方針を策定するための調査委員会の設置が決定される1930年までのプロセスを概観する。1895年にマレー連合州が形成され、さらに他の五州がイギリスの保護下に置かれて以来、錫採掘業と天然ゴム・プランテーションの形成、さらには豊富な森林を活用する林業が、この植民地開発の柱であった。錫採掘と天然ゴム・プランテーションの発展と森林保全とは相克を見せつつ展開することになるが、白人入植者の拡大とプランテーション設営のためにおこなわれた森林伐採は、大型草食動物に新たな若芽を提供することで快適な繁殖環境を提供することとなった。さらにマレー人および半島原住民 Orang Asli の伝統的な焼き畑農業は森林資源保全政策を掲げる植民地政府との軋轢を生みだし、しばしば禁止令がだされたものの存続し、これもまた後地に生えるシダ類、下草、さらに竹類の新芽を好む象をはじめとする大型草食哺乳類に対して極相林が提供しうる以上の環境収容力を有していた¹¹⁾。

しかし、人間と野生動物との共生は続かず、早くも世紀転換期には大型哺乳動物の著しい減少が半島各地から報告されている。たとえば、スランゴール州からはマレー野牛の群れが姿を消したことが報告されている¹²⁾。この野生動物の急激な減少は、アフリカの場合と同様に、白人ハンターの殺到とかれらがもたらした火器とがその主な原因であることは明らかである。英本国のスポーツマンは、マレー半島以上に野生動物の宝庫とみられた英領インドにも殺到した。しかし、大がかりな象、虎、サイなどのハンティングが藩王や英國政府高官の排他的な権

利とされることの多かったインドとは異なり、狩猟法などの規制がきわめてゆるやかなマレー半島に「本国からのスポーツマンたちはインドのジャングルで、ありとあらゆる種類のゲームを消費し尽くした後に¹³⁾」理想的な獵場を見いだしたのであった。

マレー半島での保護立法は野生鳥保護に関するものがその先駆である。その理由としては、ムラカがアジアにおけるヨーロッパ向け野生鳥の羽毛輸出の中継貿易の中心であったことが考えられる。とくに極楽鳥狩りは悪名高く、1884年には極彩鳥の保全のためのジョホール布告が嚆矢となり、この海峡植民地の法令は鳴やグリーン・ピジョン保全のためのスランゴール州やペラ州での保護立法につながり、最終的に、1909年制定のマレー連合州法に引き継がれる¹⁴⁾。他方、大型哺乳動物に対する最初の保護立法はパハーン州の1896年保護法に遡る。これは犀、象、マレー野牛のハンティングに対してライセンス制度および禁猟期を導入したものであった。連合州全体を包括する立法は1911年によく制定され、牝象や鹿、さらにはあらゆる種類の未成熟なビッグ・ゲームのハンティングをライセンス取得者に限定することが謳われていた¹⁵⁾。このゲーム保護立法の性格は明らかに英國およびヨーロッパ人のスポーツ・ハンティングのための資源保持、とりわけかれらのトロフィ熱に根ざしたものであった。他のハンターと象牙の重量を熱狂的に競い合うハンターたちの欲望がそこに反映していたことは明らかである。つまりスポーツの対象としてのビッグ・ゲームのストック保持こそがその目的であり、本質的にはアフリカ各植民地で導入されたものと目的を同じくしている。しかし、ここで注目すべきは、たしかにこれらの保護立法はマレー人や原住民の伝統的なハンティングを制約するものではあった。しかし、原住民については「生存のため」のハンティングは許容され、そのために火器を用いてのハンティングすら認められた。他方、マレー人についても成熟したサンバー鹿などの捕獲は自己消費に限り認められるとする条項が挿入されているなど、アフリカにおける狩猟法の多くが原住民の伝統的な生活を包括的に規制したのとは対照的である¹⁶⁾。

さらに、マレー半島においては、マレー人がハンティングによって入手した象牙については、当該地域の王族が慣習的に権利行使してきたことから、このことがマレー人の象狩を抑制してきたことはよく知られている¹⁷⁾。しかし、英領植民地に適用された保護法はこうした慣習に優越することで、むしろマレー平民のハンティングを促進する結果をもたらすことにもなったとされている。こうして、アフリカ諸植民地のケースとは対照的に、少なくとも本稿が対象とする20年代まではハンティングは白人スポーツマンに限定された経験ではなかった。白人ハンターの体験記の中にも現地人ハンターと協力してスポーツ・ハンティングを楽しむ様が数多く描寫されている。白人はマレー人らの追跡能力を高く評価していたようである¹⁸⁾。さらにイギリス人が享受したスポーツ・ハンティングのみならず、中国が提供する象牙、サイやマレー野牛の角への高価格市場の存在もマレー人や原住民による伝統的なハンティングの増大を促した。さらにかれらの多くが森林保全のための警備員として雇われ、火器使用を許可されたこともこうした傾向を助長した。その結果、たとえば、1931年までには、とくにかれらがその肉を好んだサンバー鹿の減少が問題とされるようになつた¹⁹⁾。

こうして、白人ハンターがもちこむ火器、さらにはゲーム保護立法もむしろ野生動物の減少に拍車をかけた。さらには焼き畑農業への制約もまた人間と野生動物との伝統的な共生を損な

うことになった。しかし、なによりもこの共生を損ない、かれらの生息地を狭めることになったのは世紀転換期に導入されて以来、燎原の火のごとく拡大するゴム・プランテーションであった。1904年の時点で早くも一万一千三百ヘクタールに達したプランテーションは、1915年には四〇万ヘクタール、22年には九三万ヘクタールとわずか7年で倍増したのである。連合州が第二次世界大戦に巻き込まれる直前には百四〇万ヘクタールと国土の11パーセントを占めるにいたるのである²⁰⁾。

プランテーションの拡大に伴って象やサンバーラなどは餌場や salt licks を失い、他方で、天然ゴムの苗木、若芽、低木の魅力に引きつけられた野生象などによるプランテーション襲撃の申し立てが20年代にいたって頻繁に聽かれるようになる²¹⁾。原住民やマレー人以上に、スポーツ・ライセンスを取得することなく熱心に野生動物駆除に取り組んだのはこうした被害に苦しむ白人プランターたちであった。かれらの被害の訴えを反映して、21年の改正狩猟法には、財産と生命の保持を目的とするハンティングを許可する規定が追加され、地方行政官 District Officer の特別許可²²⁾を得て野生象駆除にプランターらは熱心の乗り出すことになったのである。

こうして植民地化初期の野生動物と開発とのバランスは完全に崩れ、プランターと野生動物の「戦争状態」が惹起されるに至った。とともに、ゲームの深刻な減少について各地で報告されるようになる。たとえば、スランゴール州カレイ島 Carey Island では、ゴムおよびココナツ・プランテーションの各大とともに20年代半ばまでに当地の象の群れが飢餓状態に追い込まれ、連合州行政長官 Chief Secretary to the Government of the F.M.S.を退任したばかりのG. マクスウェル George Maxwell は、かれらの苦しみを終わらせるために当地のプランターに、スランゴール州行政長官 Resident による特別許可を申請して、かれらを駆除するようアドバイスしている²³⁾。

このようなゲーム資源の深刻な減少を目当たりにして、これを食い止めんと登場するのがセオドア・フック这个人であった。1872年にリヴァプールで生をうけたフックは、クリケットの名選手としても名を馳せたが、かれがマラヤおよびボルネオの公共事業局 Public Works Department の官吏としてマラヤに赴任した95年は、大英帝国がまだ殆ど開拓が行われておらず、人口も疎らな半島の後背地に触手を伸ばしてわずか二年足らずのことであった。その後、かれはヌグリ・シンビラン州内に天然ゴムのプランテーションを開き、第一次大戦後にはパハーン州の州都クアラリップス近郊にも地所を構え、以降ここがマラヤにおける野生動物保護運動の本拠地となる。とはいえ、かれはアフリカやインドの熱心な動物保護運動家同様、ハンター=スポーツマンとしても有名な人物で、マレー半島でのハンティング、とりわけマレー野牛に魅了された人物でもあった。

マレー諸州でのハンティングの最高の喜びはマレー野牛 seladang を追うことにあることは疑いようもない。この現存する世界で最大級の雄牛は、その体型の美しさといい、その頭部から取れるトロフィの高貴さといい、手に入れんと試みることがとりわけ魅力な動物なのである。このことに加えて、鬱蒼たるジャングルの中で一たいていそういう場所にいるのだが、この動物に近づくことがきわめて

難しく、また、ひとたび脅かされるや、まったく抜け目なく行動をとるようになるので、ハンターがその全身全霊を尽くした末に、ようやく手に入れることが出来る獲物なのだ²⁴⁾。

しかし、第一次大戦後間もなく、ロンドンの自然誌博物館などから資金援助を得て、ドール羊の剥製を求めてアラスカに渡ったフバックは、当代屈指のハンター＝保護論者であったセオドア・ルーズベルトらの知悉を得ることで、北米大陸の野生動物保護運動の洗礼を受け、帰国後、マレー半島の動物保護運動に身を投じていくことになる²⁵⁾。

かれの活動の最初の成果は前述の21年法の改正狩猟法の制定であった。しかし、フバックらの運動に対して連合州政府の反応はきわめて冷淡なものであった。フバックは狩猟法を実効的なものとするために、州保護監督官 State Game Warden 制度の設立を提案する。しかし、連合州政府による予算措置は取られず、フバックの仲間の白人ハンター・グループ²⁶⁾によってボランタリにその仕事は担われ、有給だったのは非連合州ジョホールの監督官のみであった。これとて当地のスルタンの好意で給与が支払われたにすぎない。とはいえ、21年法はジョホール（23年）、トレングヌ（同年）、クランタン（30年）と徐々にその適用範囲は広げられ、これらの地域でも象、犀、バク、マレー野牛、サンバーラは保護の対象となった²⁷⁾。

フバックらの働きかけ成果として次に挙げられるのは、各地に着々と設営されていった野生動物保護区 reserve である。英領マラヤの保護区として最古のものは1903年にペラ州に設定されたチオア Chior 保護区である。これはマレー王族および英國高官によるマレー野牛の排他的獵場とする目的で1万九百エーカーもの土地が指定されたものである²⁸⁾。フバックらが関わったのは21年に設置されたパハーン州のスンゲイ・ルイ Sungei Lui 保護区と隣接するヌグリ・シンビラン州に23年に作られたセルティン Serting 保護区である。これらは合わせて13万エーカーにも及ぶ。さらに23年にはパハーン州のケラウ Kerau 保護区（13万5千エーカー）が創設され、後のタマンネガラ国立公園の原型となるグナン・タハン Gunang Tahan 保護区（3万6千エーカー）も25年につくられ、こうして20年代半ばまでに5つの保護区を連合州は持つこととなった。その多くが低木地域と二次林を組み込んだものであり、大型哺乳動物にとって格好の棲家を提供するものであった。これらの保護区設立は、フバックの請願による努力も大きいが、多くは同時に熱心なハンターでもあったスルタンたちによる資金援助、土地の提供がその背景にあった。その意味で、これらは野生動物のサンクチュアリとして創設されたというよりも、ハンティングの資源保全という目的が濃厚だったのである²⁹⁾。

しかし、これらの小規模な保護区の外の状況は惨憺たるものであった。既存の保護法では不充分であり、より厳格な立法と連合州野生動物保護局³⁰⁾の創設、さらに有給の野生動物保護監督官 Game Warden の必要性をフバックは強く主張した。しかし、野生動物の被害に苦しむゴム・プランターらをはじめとして農業利害の保護を植民地開発のために最優先とする連合州政府の反発は強く、局面の打開は困難に思われた。

状況の変化はフバックが25年にロンドン訪問を訪問したことでもたらされた。植民地省にとって「好ましからざる人物³¹⁾」と見られたフバックであったが、かれのロビー活動をS P F E が強力に後押しした記録が残っている。とりわけ会長のC. ミッチャエル Charles Mitchell の

働きかけによって植民地省副大臣のオムズビ-ゴア W. G. A. Ormsby-Gore (4th Baron Harlech)との会談が実現したことがきわめて重要であった。オムズビーゴアは保守党員であるにもかかわらず、野生動物保護に好意を示し、さっそくハイ・コミッショナー High Commissioner (連合州評議会の長) であった L. ギルマード Laurence Guillemand に指示を与え、21年法の修正の必要を示唆している³²⁾。

植民地省の支持を得てマラヤに戻ったフバックは、さっそく動物保護局設立へと乗り出すこととなつた。自ら名誉保護監督長 Honorary Chief Game Warden の地位に就くと、有給の野生動物保護監督官を3名 (ヌグリ・スンビラン パハーン ペラ各州) 任命することに成功した。しかし、連合州政府からの援助が得られたのはここまでであった。たとえば、ヌグリ・スンビランのゲーム保護監督官は前任者の死去ののち、空席のまま置かれることになった。さらに、州政府の命で、プランテーション保護のために保護監督官らが象の駆除に乗り出すよう促される事態さえ生じた。たとえば、新たにパハーンの州政府長官となった C. F. J. グリーンは、州の副監督官に農作物保護のための特別任務を命じた。また、ジョホールで監督官を務めた A. ムハメド Ahmad Muhamed は、その在任期間 (25-9年) に30から40頭の象を駆除したと後に証言している³³⁾。

とはいっても、こうした地元プランターと本国政府の一部を味方につけた野生動物保護ロビーとの間にたって、連合州政府は妥協点を見いだす努力を迫られた。28年のオムズビ-ゴア植民省副大臣による連合州訪問は、27年6月にギルマートの後を継いだ ハイ・コミッショナー高等弁務官の H. クリフォード Hugh Clifford にある決断を迫ることになった。それは、パハーン州のグナン・タハン Gunang Tahan 保護区を拡大して野生動物の「サンクチュアリ」とするという計画を認可することであった。この案はもともとフバックが前年に提案したものであった。しかし、その時点ではクリフォードは新たに組み込まれる地域に地元民の利用するジャングルが含まれているという理由で却下したものである³⁴⁾。この案には、ロンドンに拠点を置く圧力団体であるゴム農園経営者協会 Rubber Growers Association (以下 RGA と略記する) も直ちに賛意を表明した。かれらは傘下にあるマレー半島現地のプランター以上に、首都ロンドンおよびヨーロッパで高まる野生運動保護運動の政治的影響力を鋭敏に察知していたのである。しかし、クリフォードとともに、この団体は計画に留保をつけることを忘れてはいない。充分な土地が野生動物保護のために取り置かれた後には、その外での「保護をあまりに押しつけるべきではない」と。かれらにとって、野生動物の保護とは危機に瀕した野生動物の種の保全であつて、そのためには単一の保護区の維持で充分だったのだ³⁵⁾。

1928年6月にクリフォードは「この巨大な単一のサンクチュアリを除いて、もっとも農作物に有害な象とサンバ-鹿についての一切の保護措置をとりやめる」方針を示した。フバックはこの決定に対して連合州行政長官の W. ピール William Peel に次の書簡を送つて、その怒りを示している。

野生動物に対して何が公正かつ公平かについて少しでも良識的な感覚を持っている人間で、今回生じつつある事柄について、吐き気と嫌悪を感じずにはいられる者はいないでしょう³⁶⁾。

この書簡はかれの怒りと同時にその個性を際立たせるものである。ただ、こうした怒りはフバックに限られたものではなかった。連合州博物館の副館長であった I. N. H. エバンス Evans も「この取り返しのつかない行動」に危惧の念を表明している。元ハンターで S P F E のメンバーでもあるエバンスにとって、サンバー鹿へのハンティングが無限定に行われることが何より危惧されていた。「その肉に依存するマレー人の未来にとって深刻な影響を与えることになる」だろうとかれは記している³⁷⁾。

しかし、このようにローカルに表明される怒りと懸念は顧みられず、まずその政策の一環として、ヌグリ・スンビラン州のセルティン保護区の廃止が検討の俎上に乗せられた。スルタンの Yang di Pertuan 、さらには Sungei Ujung の部族長らはマレー野牛の保護のために、廃止反対を訴えたが、州議会では廃止を支持する声が圧倒的であった。州長官の J. W. シモンズ James William Simmons に言わせれば、「この半島の別の箇所で 500 頭の野牛の生息が保証されており、その種の保存はそれで充分」なのであった。後に明らかになるのだが、この保護区内の広大な土地がすでにゴム・プランテーション会社に売却されることが決まっていた³⁸⁾のだ。これを皮切りにして、隣接するスンガイ・ルイ 保護区の廃止も決定され、クラウ保護区のみが辛うじて難を逃れるという状況であった。

再び、状況の変化はフバックのロンドン訪問によって訪れた。「敵対的」な連合州政府に抗議の意味を込めて、かれは 29 年に名誉保護監督長から退き、その年の 9 月に再びパハンを後にした。イギリス上院での S P F E 議長のオンズロウ Onslow 伯爵による有名な演説がおこなわれたのはそれから 2 ヶ月後の 11 月 21 日のことであった。かれは英國政府に対して、野生動物保護のための「ありとあらゆる適切かつ理にかなった努力」を促しつつ、その方策として国立公園あるいは保護区の設営を推奨した。かれは、白人自治領などと比べて、「連合州などの英領植民地」では充分な保護がおこなわれていないと指摘した³⁹⁾。この演説後、かれは植民地相パシフィールド Passfield 卿に宛てた書簡のなかで、野生動物保護において「英領マラヤよりもはるかに先進的なオランダ領東インド」の事例を引きつつ、より効果的な野生動物保護のために、ジョホール州にさらにもう一つの国立公園を設立するよう助言している⁴⁰⁾。

こうして、ロンドンに拠点を置く野生動物保護の圧力団体とそのローカル・ネットワークによる働きかけによって、ようやく、英領マラヤの野生動物保護という問題は連合州政府が正面から取り組むべきアジェンダとして浮かび上がってきたのである。1929年末には、グナン・タハン保護区拡張のためにクランタン州およびトレングヌ州から土地の割譲が約された。それぞれ、98, 785 ヘクタール、68, 421 ヘクタールという広大な土地が「無償で提供」されることとなったのである⁴¹⁾。さらに、英領マラヤでの野生動物保護政策への「包括的な見通し」を得るために、植民地相は「野生動物保護調査委員会」の任命を決定した。委員会による調査範囲はシンガポールを含む全英領マラヤに及んでおり、新任のハイ・コミッショナーの C. クレメンチ Cecil Clementi は「職務遂行のために、植民地全官吏、その他全住民がこれに協力するよう命じ⁴²⁾」たのである。そして、その委員長に就任したのはフバックその人であった。

委員長フバックらは1930年8月から翌年3月にかけて、英領マラヤで合計64回の聞き取りセッションを開催し、そのための総移動距離は7, 264マイルにも及んだ。聞き取り調査の対象は、官吏、実業界、さらにはマレー系小農民から原住民にまでおよび、総人数は707名を数えた。この植民地の野生動物とのかかわり合いの経験の総体が全3巻、1, 089ページにもおよぶその報告書から浮かび上がってくる⁴³⁾。そのうち、本稿では保護政策に徹底的に抵抗を試みたゴム・プランターらの主張を検討する。まず、本章ではこれを調査委員会設置直前に、現地プランター、その圧力団体でありロンドンに本拠を置くRGA、さらには植民地省との間で取り交わされた書簡から浮かび上がらせることがある。次章では、この調査委員会に提示された資料を中心に検討する⁴⁴⁾。

前章で触れたように、英領マラヤでの野生動物保護が連合州政府レベルでのアジェンタとなったのは、ロンドンに拠点を置く野生動物保護の圧力団体とそのローカル・ネットワークとが植民地省に加えた圧力によるところが大きい。しかし、植民地省に強力な働きかけをおこなったのは野生動物保護ロビーのみではなかったのである。

まず注目されるのはRGA会長、G. H. メイズフィールド Masefield から植民地相に直接宛てた29年12月12日付書簡である。その中で、RGA側はまず、29年11月21日の上院における植民地相の発言に強い憂慮を表明する。この発言とは、先述のとおり、S P F E議長であり上院議員のオンズロウが英領マラヤの状況について警笛を鳴らしたセッションでのものである。植民地相パシフィールドは、保護区外での象およびサンバー鹿への保護についての規定を削除するとの方針について言及し、この方針が「マラヤの農業従事者、とりわけ原住民従事者の利害を考慮して」たてられものであり、「過去、かれらの農作物と暮らしが徘徊する様々な動物たちの攻撃によって危機に瀕してきたことに鑑みて」のことであると述べ、その姿勢を擁護している。しかしながら、上院内外の野生動物保護派の反発を考慮して、「所有財産の擁護のためになんらかの（利害関係者が）同意できる政策が形づくられた場合には、この方針の撤回も可能である⁴⁵⁾」と述べていたのである。

この発言には、次の背景がある。ハイ・コミッショナーのクリフォードの了解を前提に、「保護区などの一定地域の外では、野生動物に対する一切の保護措置を解除する」という方針を行政長官ピールが連合州議会で明言したのが28年6月11日のことであった。それから8ヶ月後には連合州政府官報F.M.S. Government Gazettにおいて現行法（25年法）の保護対象動物から象およびサンバー鹿を外す旨が周知され、法の改正の為の作業委員会が連合州政府の下に招集された。しかし、この委員会ではサンバー鹿のリストからの削除は決定されたものの、フバックの働きかけにより象の保護規定を存続させる案が起草されることになった。これが29年9月のことである⁴⁶⁾。このような現地での両派の激しい対立を考慮して、植民地相パシフィールドは、上記の発言をすることで保護派への配慮を示しつつも、この改正法案の棚上げを宣言し、あらためて調査委員会の設置を表明したのである。

そこで、調査委員会設置までプランター圧力団体の植民地省への働きかけは、その攻撃の矛先を29年草案に向ける形でおこなわれることになった。プランターたちは、将来設置されるであろう単一の「サンクチュアリ」を除いて、おもに象などの野生動物駆除についてのあらゆる制約が解除されるとの方針が実現されることを望みつつも、その可能性が不透明な中で、その圧力団体による植民地省への請願攻勢がおこなわれることになったのである。

さて、再びメイズフィールドの書簡に立ち戻ろう。プランター側の草案への批判は、まず次の条項に向けられる。

10条

- (1) 項 必要とされるライセンスを保持せずにビッグ・ゲームを撃ちたる者は何人であれ処罰の対象たるべし
- (2) 項 雌象を撃ちたるものは何人であれ処罰の対象たるべし
- (3) 項 未成熟なビッグ・ゲームを撃ちたるものは何人であれ処罰の対象たるべし

これらの条項は現行法の規定をそのまま引き継いだものなのだが、メイズフィールドは(2)、(3)項の削除を要求する。なぜならば、いかなる種類のスポーツ・ライセンスの発給を求めたところで、耕作地の大きな脅威となっている雌象などの駆除は非合法とされるからである。さらに、不満は12条で規定されるライセンス発給費用にも向けられる。「それらの動物が保護されていることでなんら損失を被ることのないスポーツマンが高額な費用をまかぬのは全く合理的なのに比べて、プランターは、自らのプランテーションを防衛するためのみに動物を撃つだから、そうした場合には高額な料金を支払う合理性は消失するのだ⁴⁷⁾」と。

保護派の論議、あるいは現行法にしばしば垣間見られるスポーツの論理へのこうした冷ややかな姿勢は、たとえば「ビッグ・ゲームとプランター」と題するG.マクスウェル George Maxwellの論考にもみられる。マクスウェルは1920年から26年にかけて連合州政府代表を務めた人物であり、現地の圧力団体であるマラヤ・プランター協会の有力会員でもあった。かれは在任中、一貫して野生動物保護に対して消極的な姿勢をとりつけた人物であり、その退任間もない27年のこの論考のなかで、野生動物の保護を単一のサンクチュアリの内部に限定するよう強く主張している。その文脈で、野生動物、とりわけマラヤ象の保護をおこなう一般的理由として、かれは次の四点あげる。かつてその国土に生息していた野生動物が絶滅してしまっていることへの「国民としての喪失感」、逆に言うと、そうした動物を保全することで得られる「国民としての誇り」がその理由の第一にあげられている。さらに二点目として、科学的探究の対象としての重要性である。三点目としてその動物の美的価値をあげているが、マラヤの象に関してはこの点は当てはまらないとも述べている。そして、「第四の理由として、スポーツをおこなう上での損失ゆえに保護をおこなうということが考えられるが、これはその重要性がもっとも低いものである」としているのである。最初の二点こそが重要なのであり、その目的を果たす上で、単一のサンクチュアリでの保護で充分なのであり、スポーツのためにには辺境の国有林などでライセンスに基づいて保護策を講じる余地は考えられるが、耕作地周辺での保護

などにはその「合理性など全くない」と断じているのである⁴⁸⁾。

さて、もちろん、スポーツ・ライセンスに基づいた駆除については、そのスポーツの論理による限界があるのはメイズフィールドの指摘する通りである。しかし、一章でふれたように、21年法以来、連合州の保護法には先述の特例規定があり、それは修正草案にも「人命および財産保護」規定明記され引き継がれている。しかし、プランター側はこの規定についても批判の目を向けているのである。それは修正法案では31条である次の規定である。

自身あるいは他の人間の身体、あるいは、自身のあるいは他の人間の財産の真性なる *bona fide* 防衛という目的においては、何人も、保護されている動物を撃つことが許されるべし。

この「特別免除条項」に基づいて雌象などを駆除することそれ自体は合法である。しかし、メイズフィールドはその手続きの煩雑さを問題にする。それは、州行政長官 Resident に雌象などを撃つ「充分満足のいくと判断できる」申出がなされた場合、それは連合州政府代表に報告され、政府官報に公示されて初めて駆除は合法とされるにすぎない。この迂回的手続き故に、「滅多にこの「特別許可」は与えられてこなかった」のであり、上記10条(2)、(3)項による障害を回避する上でほとんど役に立ってこなかったというのである。

さらに、この「人命および財産保護」規定でいう「真性な防衛」とは、あくまで象による襲撃が起きた後を想定しているにすぎないことが決定的な欠陥であるとされる。そこで「潜在的な脅威、襲撃」に関しても、この「真性な防衛」の適用範囲が拡大されるよう要請しているのである。

実は、この事前、事後の規定について現行法（および草案）は曖昧さを孕んでいる。というのも、32条(3)項（現行法、草案ともに）に次のような規定があるからである。この条項はその重要性にもかかわらず少々複雑である。

農作物あるいはその地所が象によって被害を受けた、あるいは被害を受けるであろう危機的状況にある場合、そのような被害を与えた、あるいはまさに与えようとしつつあると合理的に疑われる象については、耕作地の合法的な所有者は、地域行政官 District Officer の発給する許可状により、その地所の範囲を超えて象を撃ち、あるいは射殺することが許される。ただし、その「追跡を認められる」範囲は保有地内の耕作地の最短1マイルの範囲内に限定されねばならない。いかなる場合も、殺傷される象の頭数は2頭までに制限される。また、殺傷された象については直ちに野生動物保護監督官あるいは地域行政官に直ちに報告されねばならない。

ここでは31条のいう「真性な防衛」を超えた、潜在的に脅威となりうる象の駆除も許容されているとの解釈は可能である。改正草案を議論した委員会でもこの点は問題とされ、この項目の削除が何度も試みられた痕跡がみられる。メイズフィールドはこの項目削除の可能性に抗議しつつ、さらにこの規定でもプランテーションの防衛には充分ではないと主張する。さらに頭数制限の解除、代理人による駆除許可の必要性が主張されるのだが、さらに重要な問題とし

て提起されているのは追跡、駆除の範囲である。わずか1マイルの追跡、駆除では象の機動性を考慮にいれた場合、きわめて不充分であり、これを3マイルにまで延長することを強く主張し、さらに、地域行政官の判断によって、この距離の延長も可能とするような条項を挿入することを要求しているのである⁴⁹⁾。

こうして、サンクチュアリ外での象などの駆除に関する条件の全面解除を要求しつつも、他方で現行法の改定により、駆除しうる対象の拡大、駆除の条件の緩和、また駆除しうる範囲の拡大を強く要求しているのである。この駆除範囲の拡大については、さらに、11年法以来明記されている保護法適用除外地域 *exempted area* という規定が持ち出されている。すなわち、保護区など野生動物多数生息地域との近接している地域では上記3マイルという範囲であっても到底充分ではない場合が想定され、その場合はその範囲を超えた地域でも象の駆除を合法化するというものである。

メイズフィールドによると、17年3月の政府官報でケラウ保護区周辺地域がこうした指定を受けた事例がある。しかしこの適用除外地域の指定に関しては、現行法および草案では、野生動物保護監督官による是非の判断が前提となっている。「この草案へのプランター・コミュニティの怒りは、この保護法適用除外地域の指定申請にたいしてその是非を判断する独立委員会を各州政府が設置することで、かなりの部分が静められるだろう」。「保護監督官が訴追者であり同時に裁判官であるという現在の状況」こそが問題であるプランター側は主張しているのである⁵⁰⁾。

この書簡の締めくくりにメイズフィールドは次のように述べている。「貌下は、マラヤにおいて保護区は充分かつ広範囲に及んでおり、いかなる動物種も絶滅の危機下にはないと、上院において断言されました。それが事実でありますならば、RGAによる主要な要求はきわめて慎ましいものではないでしょうか。われわれはたった二つのことを要求しているに過ぎないです。それは3マイルの追跡を権利として承認いただくことと、保護法適用除外地域認定にあたって公平な調査がなされることなのです。」つまり、スポーツ・ライセンスによらない動物駆除を可能とする範囲を大幅に拡大すること、ここにかれらの要求は帰着するのである⁵¹⁾。

この書簡を皮切りにして、RGAと植民地省とのやりとりは頻発化する。五日後の12月17日には次官 Under-secretary (permanent) であるW.エリス Walter P. Ellis よりさっそく返答が送られ、そこには連合州副行政長官、J.スコットから植民相宛ての書簡が二通同封されている。一つはクランタン、トレンガヌ両州政府が、広大な土地を保護区として認定する決定を下したことを探している。これは先述したように、グナン・タハン保護区を拡大する準備が着々と進められつつあることを示している⁵²⁾。同時に、同保護区内のジャングルでの産物に依存するマレー人への補償の必要性についても報告されている。もう一つは、29年の改正法案の送付とともにこれも再検討の対象とするための調査委員会が開かれるであろうこと、さらにそのメンバーにフバックのみならず、RGA代表者も加えられる旨が述べられている⁵³⁾。植民相の側は、メイズフィールドの要求に直接回答することを避けつつ、単一の保護区の創設にむけて準備が進んでいること、と同時に、改正法案についてもRGAなどの利害が反映されるよう配慮が行われていることを示す意図がそこには見られるのである。

翌年、1月1日、再びメイズフィールドから植民地相宛の書簡が送られている。その中で、「既存の耕作地から充分に離れた地域に広大な保護区を創設する決定」を歓迎し、その上で、「遅延無く他の保護区が廃止されること」を望んでいる。また、現行法の改正にあたって、野生動物保護よりも農業利害が優先されるよう望み、それによって「ヨーロッパ人およびマレー人プランターが現在被っている苦難が取り除かれる」ことを希望するとして、その書簡を締めくくっている⁵⁴⁾。

しかし、RGAが植民地省に示した満足感は、3月6日付エリス次官からの書簡によってかき消されることになる。そこには、パハーン州長官グリーン C. F. Green によるスンゲイ・ルイ保護区の廃止がパハーン州議会で満場一致で決議された旨を知らせる書簡、さらにセルティン保護区の廃止に至る経過を報告するヌグリ・スンビラン州長官、J. W. シモンズの書簡が同封されていた。とりわけ、前者は保護区廃止にいたった理由の一つとして、「フバック氏による誤った野生動物保護政策に対するヨーロッパ人のみならずアジア系土地所有者の度重なる不満の表明」、「憤りの波の広がり」を挙げている。しかしながら、ケラウ保護区の廃止が見送られたこと、さらに、「これだけの悪評にもかかわらず」、植民地相がフバックを調査委員長に任命するつもりであることがその書簡の中で示されたのである。さらにエリスは、この調査委員会のレポートとそこに提示される証拠類によって、植民地相は野生動物保護と農業利害の調整という問題に最終的な決断を示すつもりであること。したがって、RGAのメンバーに「決定がなされる前に、この調査委員会に重要だと思われる事実、意見を述べる必要性を示すよう示唆」しているのである⁵⁵⁾。

この書簡に対して、3月24日、メイズフィールドはフバック任命に遺憾の意を表明している。そして、両州行政長官のフバック批判を引用しつつ、「フバック氏がその一員である委員会の報告に示される見解など、マラヤの一般住民によって敬意が払われることはないだろう」と、さらには「フバック氏にふさわしい役割は、一証言者に徹することだ」として、その怒りを露わにしている。その上で、「公正中立な調査委員会」の設置を要求しているのである⁵⁶⁾。

さて、RGA側の攻勢に対して、フバックはどのように応じたのであろうか。これらRGA側の書簡も植民地省を通じてフバックに送付されており、これらに対する詳細な反論をフバックは展開している。30年4月27日付のエリス宛の書簡に同封されている、「1929年1月21日付RGA委員長の見解へのメモ」には、次のように記されている。まず、プランターがスポーツ・ライセンスなどを取得する必要などはないこと。なぜならば、プランターらの利害は現行法（および草案）31条で充分に保護されているからである。メイズフィールドが言う手続きの煩雑さはなんら障害とはなっておらず、これまでにも多数の許可が出されていると主張する。また、31条のいう「真性な防衛」の範囲を32条の規定を援用しつつ拡大解釈することも、「一定の距離内に入った象を潜在的脅威と見なして駆逐してよいとは、到底認めがたい」として、むしろ32条の削除の必要性を主張している。また、追跡の距離を3マイルとすることにも合理的根拠を欠いていると批判する。さらに、保護法適用除外地域の指定についても、ケラウ保護区周辺の被害については具体的な根拠を欠いているとして、そのような指定が必要な地域は当該地域を含めて考えられないこと、またその手続きについて野生動物保護

監督官の意向が優先されているという主張は「事実に反しており、心外であると」主張している。

しかし、他方で植民地省のD. シールズ Drummond Shields 次官 (Parliamentary Under-Secretary) の仲介により RGA 代表者とロンドンで協議をおこなったことについて触れ、

野生動物によって耕作地に被害を受けた者は誰であれ、その所有地の境界を越えて当該の動物を追跡する（中略）ことができることが明確にされれば、草案への反対を撤回し、そうした規定が農業従事者の利益を守るのに充分だということに同意する。

という言質をとったと主張している。つまり、31条の若干の変更で RGA の反対は回避されるだろうと述べているのである⁵⁷⁾。

このフバックの主張は再度メイズフィールドの激しい怒りを呼ぶこととなった。30年10月23日付書簡中、RGA の委員会がそのような同意をしたことなどはないと断じつつ、「すでに被害をもたらした動物を追跡するという権利を与えられることで、野生動物に対する防衛としては充分だなどということはあり得ない」として、潜在的な脅威となっている象の駆逐をおこなう権利が認められない限り、草案を認めることなどは断じてないと主張している⁵⁸⁾。

ここまで、29年末からのRGB側による植民地省への請願攻勢を詳細に検討してきた。そこから明らかとなつたのは、まず反野生動物保護ロビーの植民地省への影響力の強さである。この圧力の下にあった植民地省は、英本国議会が保護論に傾きつつある中で、困難な舵取りを迫られることになる。こうして、植民地省はこの間、RGA とフバックとの仲裁者としてのスタンスに徹することになったのだが、それは両派の相互不信を増幅させる結果にしかならなかつたのである。この状況下で、フバックによる調査委員会の活動が開始された。RGA は植民地省への働きかけをその後も続けるが、その活動の力点を調査委員会に対する攻勢へと変化させることになる。次章では RGA が委員会に提出した野生動物の被害についての膨大な証拠の一端を検討する。

三

二章で RGA と植民地省との交渉のプロセスを検討した。本章では、RGA が調査委員会に提出した資料の中から、この団体が代弁している英領マラヤのゴム・プランテーション経営者側の声を具体的に拾い上げる作業をおこなう。最初に取り上げるのはパハーン州の州都クアラリップス近郊のスンガイ・ビラト・ゴム有限会社の代表取締、G. M. ハーディンから RGA の有力会員である N. ピングリ Noel Bingley 宛ての書簡である。日付は 1928 年 7 月 8 日、連合州議会で、政府代表による巨大サンクチュアリを設営する方針が表明され、この頃から各ゴム・プランテーションからロンドンの RGA、あるいはクアラルンプルに拠点をおくマラヤ・ブ

ランター協会 Planters' Association of Malaya などに夥しい数の請願が届けられるようになる。これはその代表的なものである。

我が社はマラヤ・プランター協会を通じて、貴協会がビッグ・ゲームにかかわる問題を本国政府に提起してくださることを強く希望するものです。なぜならば、われわれの政府に対してなんらかの懸念をかける必要があるからです。政府の役人が定期的にサラリーを得ることができる限り、パハン州や他地域の農園が保護の対象となっている野生動物による略奪行為を通じて被っている甚大な損害についてなんら配慮をしないからです。

象、野牛、鹿のような動物たちに対して現在おこなわれている保護制度は即刻廃止されるべきです。さもなければ、パハン州のすべての開発をただちに停止しなければならないでしょう。現政府はマラヤの中でも最も農業に向いている地域、すなわちクアラリップス北部に通ずる道路、鉄道の建設を検討しています。しかし、投資家たちには次の警告がなされるべきです。当地の野生動物たちはますます大胆不敵となっており、かれらに立ち向かうのはもはやほとんど不可能になっていると。私たちは2年前に植えた200エーカーものゴム農園を放棄しなければならなくなつたばかりです。7千ドルもの費用をかけてその農園に柵を施したばかりだというのに、夜間に象と野牛に蹂躪されてしまったのです。（中略）

もしも貴協会が *Truth* や *Financial Times* に働きかけることで、野生動物による略奪で彼るであろう損失を考えれば、この国の農業に投資することがいかに危険であるかをその読者に警告できれば、おそらく、政府は驚愕し、そうしたスキヤンダルを避けるために思い切った行動に出ざるを得なくなるでしょう。

現在、この問題について政府に申し入れをしたところで、政府は野生動物保護法のいくつかの条項を指摘してくるだけなのです。それらの条項によってプランターは充分な保護を与えられているのだと考えられています。しかし事実は、それらの条項は保護監督官であるフバック氏によって抜け目なく練り上げられたものにすぎず、政府の目を巧みにごまかし、野生動物たちにこれまでと同じような保護を与えうるものだと認識されているのです。

たとえば、現保護法では、土地所有者は被害を与えた象を撃つためにハンターを雇うことができ、またそのハンターは農園の範囲を超えた1マイルの地点まで追跡し撃つことができるとしています。しかし、この条項を組み込んだ際にフバック氏は密かにほくそ笑んだに相違ありません。なぜなら、象たちは夜間に農園を襲い、数百という木々を根こそぎにした後に、柵をなぎ倒して別の農園へと向かい、日が出るまでにはその危険な地域からはるか離れたところに逃れているということをかれは知っているからです。そして、夜間に象を撃つのは不可能なのです。

このような耐え難い状況を解決する方法がはたしてあるのだろうかとお思いになるかもしれません。このような何年にもわたる苦々しい経験の末にわたしは次の見解に達しました。野生動物保護区を人里離れた地域に設営すべきこと、そして、それら保護区の外では象、野牛、鹿を撃つのに、一年のいかなる時期においても、いかなる制約を課すべきではない、そして、保護区から迷い出た保護動物によって攻撃を受けた農園に対して、ありとあらゆる援助の手を差し伸べるのが野生動物保護監督官の義務であるべきだということなのです。目下のところ保護監督官は、自らの財産を保護せんと試みる何人にとっ

ても、役に立たないどころか、その妨害ばかりをしているのです。

貴方が個人的に、あるいはRGAを通じて援助の手を差し伸べてくださるのならば、多くのプランターたちは心から感謝するでしょう⁵⁹⁾。

この書簡に表明される州および連合州政府への不信感、さらには本国政府、さらに世論による連合州政府への圧力を求めるという手法の提案は多くの書簡にみられる。次に挙げるのは、28年8月1日の中部パハン・プランター協会からRGA会長に宛てた書簡である。この協会の会員にはダンロップ・ゴム会社などが含まれており、独自の調査委員会を結成して25年法について州政府に対して提言を続けるなど、活発な活動を続けてきた。その中で、野生動物による損害に対して、連合州政府に補償義務があること、本国では「遠い昔に葬りされた特権者あるいは富裕者層の娯楽がここでは依然として広範囲に渡って維持され」、特権者によるスポーツが農業の発展を損ねていること、現行保護法が土地所有者を保護しうるものとなっていないと主張する。そして、ここでも連合州政府への不満が示される。

当地の政府は極端なまでに保守的なのです。政府に再び働きかけ、旧来から問題としてきた点について繰り返したところで、なんら有益な目的を果たしうるとは思えないのです。（中略）もし貴下にこの問題を本国政府に提起していただければ、圧力が当政府に加えられ、正しい方向へと行動が取られることでしょう⁶⁰⁾。

しかし、現地政府以上に激しい批判の対象となっているのは保護運動の中心であったフバックであり、現地のプランターとの書簡のやりとりも多数記録されている。あからさまな個人攻撃に終始しているものも多いのだが、次に引用するのはクアラ・クラウというゴム・プランテーション管理会社からフバックに直接宛てた、法の解釈などをめぐる比較的冷静なやりとりである。この会社が所有する農園の一つ、ジェランソン Jeransong 農園はケラウ保護区に近接したところにあり、二章で検討したようにRGA側とフバックとの論争の焦点の一つとなつた地域に含まれる。この会社の代理人は、28年1月23日、象による被害についてフバックに次のように書き送っている。

パハン州行政長官によって25年に付与された許可状（中略）の内容は次の通りです。私有地内の耕作地から1マイル以内の地点で発見された象は、野生動物保護監督官によって「農園雇いのハンター」として認証され、この農園から給与を得ている使用人によって、その頭数に制限無く駆除の対象にしてよい。しかし、貴方から伝えられたのは、耕作地に近づいた象をその頭数に制限無く、またその群れのリーダーを見極めることなく駆除して良いとする許可状は、すでに政府公報に掲載されたとおり、無効とされているとの情報です。さらに、象に対処するにあたつて耕作地の保有者の現行の権利は、25年法32、33条などに規定されており、必要かつ実際的であろう距離を追跡し、保有者の土地に被害を与えたと合理的に推定できる象を撃つという行為を認可する権限は保護監督官にあるのだが、この権限によって認可を受けたところで、それは群の象を複数駆除することを認めるもので

はなく、そのリーダーを駆除することに限定されている。そして、そうした駆除は、あくまですでに受けた攻撃を撃退（中略）することに限られ、その基本原則にはなんら変更が加えられてはいないとのことです。

さらに、貴方の見解では、現行の規定の下では、耕作地保有者は、その財産に被害を与えたか、現に与えつつある、あるいは与える可能性が濃厚である象を無差別に撃ち殺す許可はいかなる場合であっても与えられないということです。（中略）わたくしどもとしましては、貴方が仰ったことと現状に関するわれわれが正しく認識していることを確認していただければ、まことに幸いです。

ここでは、25年法の特例規定の解釈の是非を確認するというスタイルを取りながらも、州の行政長官が与える許可状の適用範囲が保護監督官によって「恣意的に」狭められ農園への攻撃を駆除する上で「非現実的なもの」となっていることを批判していることは明らかである。そしてフバックの職務怠慢についても言及する。

貴方が当農園を訪問された際に、前年11月から12月にかけて、当農園は三度象の襲撃を受けたことをお伝えしております。いずれも一頭の象によるものであり、いずれの場合もわずかではありますが、被害を受けております。農園管理人のハーディンガム氏によれば、それらはいずれも同じ象の仕業であり、（中略）農園のそばにまたその象が現れるか進入をしたら、できる限り速やかに貴方にそうした情報を伝えるようハーディンガム氏に伝えてあります。しかし、現在のところ、この地域で農園のために象を駆除する人員はなんら派遣されではありません。貴方ができる限り速やかに当農園を訪れ、この象の対処に対処する上で最大限の努力をしていただけると聞いておりますが（中略）⁶¹⁾。

フバックはこのような非難に対して、2月2日付書簡で反論する。そのなかで、無差別の駆除を認可する許可状を州行政長官が与えることなどあり得ないことであり、25年法32条に「財産保護のために、そうした駆除や殺戮が避けがたい状況である限り、被害を及したと認められるいかなる象も射殺してもよい」との規定があるだけなのだとしている。しかし、問題は「避けがたい状況」を認定する権限を誰がもつのかということである。会社側は、それが地区行政官にあるとの理解を示しているのだが、フバックは野生動物保護監督官にあるとの解釈を示し、監督官が認めれば百頭の象を駆除してもなんら問題がないとするのである。こうして、保護監督官の「恣意的な」状況規定の余地が示唆されたまま、この問題についての両者の溝は埋まらないまま終わっている。また、ハーディンガム氏の求めに応じて警備隊長 head game ranger をすでに派遣しており、象の進入経路、被害の状況について詳しく伝えるよう要請していると反論している⁶²⁾。

こうした各農園とフバックとの日常的な接触および衝突の様相が個々の農園から数多くRGAなどに届けられるのである。

わたしはバハーン州でこれまで25年間、プランテーションを経営して参りました。昔は農園をフェンスで囲う必要すらなかったのです。なぜなら、象、野牛、鹿などの野生動物は、もしも耕作地に近

づいたら、その所有者によって撃たれることがわかつっていたからです。しかし、フバック氏がやってきてからこの10年間というもの、現地の人間には全く理解に苦しむ保護法や規則の網をかれが築き上げた影響で、野生動物たちはこの州のありとあらゆる耕作地に侵入し、わたしが1925年から26年の間にパウブ Paub 地区の小土地所有者の耕作地を見て回った時など、鹿たちがもたらした損害状況をみて愕然としたものです⁶³⁾。

このように非難的となつたにもかかわらず、フバックが委員会を主催することになったのである、その調査に危機感を覚えたRGAのマラヤ支部は、英領マラヤ内の関連するプランテーション経営者に、これまでに被つた野生動物による被害状況全般について、具体的な状況を伝えるよう回覧状を送つた。委員会による調査終盤の31年1月のことである。それからわずか二月あまりの間に、30を超える農園から反応があつた。連合州の枠を超えてジョホールからのものも数件みられる。とりわけ詳細に象による被害について4年間にわたつて報告したのが既出のジェランソン農園であった。記録されているのは農園管理者の業務日誌32日分である。いくつか抜粋しておく。

管理人 ギルフィラン Gilfillan の記録

24年12月19日 昨晩、バー・シム Barr Simm 氏より、2, 3日前にかれの農園に象が侵入したとの連絡を受ける。これはジェランソン農園が侵入を受けたのとほぼ同じ頃である。やつらはかれが作った針金のフェンスを日々と壊している。この野獣どもには針金のフェンスなど何の役にもたたない。

24年12月26日 第4農場への象の侵入を防ぐ唯一の方策は、マレー式の小屋を建て、タミル人たちに農場の境界をパトロールさせることくらいだろう。この小屋を一軒建てるのに40ドルもかかるてしまうのだけれど。この小屋を30チエイン (=600メートル) 間隔に建て、その間をクーリーたちに毎晩パトロールさせるのだ。 (以下略)

24年12月30日 フバック氏に電報を打ち、近隣に象が出現したので、マレー人警備隊員の派遣を要請した。しかし、隊員はライフルも持たずにやってきて、第5農場から第4農場へとつづく足跡を検分しただけだった。そこで、象による実際の被害を見せることにした。10本の木が被害を受けていた。

(略)

25年1月23日 数頭の象が第3農場の境界にある鉄道から農園に侵入した。やつらは小道から第4農園へと入り込み、手当たり次第に樹木を荒らしてまわつた。15本の苗木が引き抜かれてしまつていた。そこで、今晚、特別パトロールを行うつもりだ。

25年1月26日 ゴムの木への被害は一頭の迷い象によるものだと思われる。鉄道にそつて続く足跡からそのことがわかつたのだ。社の責任者から弾薬の装備を許され、その旨をクアラルンプルのジョン・リトルズに伝えた。第4農園の境界にもサカイ族に小屋を建てさせるつもりだ。そして、中国人たちに急いでフェンスを作るよう命じた。

管理人がハーディングムに代わつて以降、象の被害は拡大したようである。

管理人 ハーディングムの記録

27年3月31日 残念ながら、この動物たちによってさらに被害が加えられたことを報告しなければならない。第3、4農場あわせておおよそ250から300本の樹木が破壊されてしまった。昨日、警備隊員のハートレー氏とその獵犬たちとともに出動し、どうにかジャングルの中で二頭の雄象に追いついた。その二頭ともハートレー氏が射殺した。こいつらが間違いなく今回の被害をもたらしたことは間違いない。さらなる被害は無いだろう。

27年5月2日 先月象たちに根こそぎやられた樹木の本数は250本に及ぶことを報告しなければならない。この農園は4月30日夜にも象たちに襲われ、10本の木がやられてしまった。昨晩はこいつらはやって来なかつた。この象たちは、これまでもそうしてきたように、ふらっと立ち寄つただけで、すでに遠くへと移動したのだと思いたい。

27年5月28日 象たち。こいつらのせいで215本もの木々が台無しになった。しかし、ハートレー氏はパライ Balai 農園へと移動してしまい、もはや象を撃てる人がいない状況だ⁶⁴⁾。

おわりに

従来の研究は、ともすればアフリカでの野生動物減少への危機意識からロンドンを中心とする野生動物保護ロビーが結成され、その圧力の下、末端の植民地、とりわけ英領アジアでその理念が「順調に」実現していくのだという印象を与えてきた⁶⁵⁾。しかし、じつはそのような図式は少なくとも英領マラヤについては全く当てはまりそうにない。野生動物保護政策への抗議はマラヤ現地社会の各方面から表明され、とりわけ白人ゴム・プランターたちの圧力はロンドンの議会、植民地省を舞台として動物保護派ロビーのそれと拮抗するほどであった。

では、本稿で検討したような白人プランターの強力な反対がいかに調整されることになったのだろうか。両派の仲介役たらんとした植民地省が、ついに状況全般に関する調査委員会を開催せざるを得なくなる経緯はすでに述べた。この委員会への付託事項は以下のとおりである。

- 1) 連合州、非連合州を含めて、野生動物保護の既存の諸規則について報告すること
- 2) パハン、トレングス、クランタン州の土地を含めてグナン・タハン保護区周辺に国立公園ないしは野生動物の避難所を設営する上で必要な措置について報告すること
- 3) 既存のゲーム保護区とその価値、あるいはマラヤの動物層を永続的に保全することの価値について報告すること
- 4) 野生動物によって農業にもたらされた被害についての申し立てを調査し、こうした事柄にかかる証拠を収集し、記録すること。さらに明らかにされるであろう状況についてどう対処すべきか、その手立てを示唆すること
- 5) 野生動物保のための規制を実施するのに必要な組織について、さらに国立公園、野生動物避難所、あるいはゲーム保護区の運営に必要な組織について報告すること

6) 上記の項目にかかるありとあらゆる文書を収集すること⁶⁶

とりわけ、聞き取り調査は事項4)、5)を焦点として進められ、白人プランターと保護推進者側の利害の調整が図られていく。そして、この調査報告によって、英領マラヤに国立公園を設立することに消極的であった⁶⁷ 植民地省の姿勢が明らかに変化することになる。

しかし、この報告書には、白人プランターと保護論者のみならず、たとえば、末端の英国人官吏たち、マレー人、さらには非マレー系原住民も少数ながら証言者として登場する。とりわけ、農作物栽培者としてのマレー人および原住民の反応は、必ずしも白人社会のように、賛否一枚岩ではなく、白人支配者によって実施されたインタビューにためらいをみせながらも、多様な意見がそこには表明されている。そこで、この委員会の報告を踏まえて、ジョージ五世国立公園の設立が具体的に進展することになるのだが、そのプロセスの検討は、この報告書の充分な検討を踏まえた上で、別稿で論じることにしたい。

註

- 1) 本稿は、J S P S 科学研究費補助金「基盤研究C イギリス帝国下における自然・環境保護政策の比較研究」（課題番号 21520748）の成果の一部である。
- 2) 拙稿「イギリス帝国と環境保護－英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き－」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第5巻 1998年、「英領アフリカにおける自然保護政策の展開－ウガンダ保護領 1906-11年－」『立命館文学』558号,1999年、「イギリス帝国と環境保護（2）－クリューガー国立公園の成立－」『徳島大学総合科学部人間社会文化研究』第10巻 2003年、「英領タンガニーカにおける「自然の創造」－セレンゲティ国立公園、およびシゴロンゴロ保護区域の経験 1920-1959－」『立命館文学』605号 2007年 参照。
- 3) 例えば、英領インドでは、自然遺産ともなっているアッサム州のカジランガ Kaziranga 国立公園は1916年に保護区化されたことが出発点である。また、同じく自然遺産に指定されているマナス Manas 国立公園も、1928年に保護区指定を受けた時点がその出発点である。これらはいずれも英領時代にゲームをストックするために保護区の指定を受け、独立後に国立公園へと改編されたものである。他方、本稿で検討する英領マラヤでは、後に触れるように1920年代までに複数の保護区が存在したが、そのうちの一部が、有名なタマンネガラ Taman Negara 国立公園の前身であるジョージ五世国立公園に編入されたのは英領時代の1937年のことであり、英領アジアで唯一国立公園化された事例である。
- 4) アフリカに移植されたのはハンティングをスポーツとしておこなう文化とそれに付随する文化装置である。この事情については、J. MacKenzie, *The Empire of Nature: Hunting, Conservation and British Imperialism*, 1988 および前掲拙稿「イギリス帝国と環境保護－英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き－」参照。
- 5) この団体の成立事情とその性格、歴史的変遷については拙稿、「野生動物保護の情報ネットワーク－帝国動物層保護協会－」、川北稔編『結社のイギリス史－クラブから帝国まで』（2005年 山川出版社）284-299頁参照。
- 6) J. Carruthers, *The Kruger National Park :a Social and Political History*, 1995, および、拙稿「イギリス帝国と環境保護（2）－クリューガー国立公園の成立－」参照。
- 7) 上記拙稿「イギリス帝国と環境保護－英領南アフリカにおけるハンティングと自然保護政策の起源についての覚え書き－」参照。

- 8) この会議のイギリス帝国下の野生動物保護史上の位置づけについては、拙稿「1933年ロンドン議定書と国立公園の成立」『徳島大学総合科学部 人間社会文化研究』第15巻 2008年参照。
- 9) たとえば、T. Lance, "Conservation Politics and Resource Control in Cameroon: the Case of Korup National Park and its Support Zone", Paper presented at the African Studies Association Annual Meeting, 4 November, 1995, T. Ranger, "Whose Heritage? The Case of Matobo National Park", *Journal of Southern African Studies* 15(2), 1989, R. Neumann, *Imposing Wilderness: Struggles over Livelihood and Nature Preservation in Africa*, 1998, D. Brockington, *Fortress Conservation: the Preservation of the Mkomazi Game Reserve, Tanzania*, 2002, "The Politics and Ethnography of Environmentalism in Tanzania", *African Affairs* 105-418(2006), Jeyamalar Kathirithamby-Wells, *Nature and Nation: Forests and Development in Peninsular Malaysia*, 2005 など参照。
- 10) J. MacKenzie, *op.cit.*, pp.277-80.
- 11) 例えれば、R. Olivier, "Reconciling elephant conservation and development in Asia: Ecological basis and possible approaches", in R. Olivier(ed.), *Tropical Ecology and Development*, 1980, p.317, Mohd and Momin Khan, "Movement of a herd of elephants in the upper Perak area", *Malayan Nature Journal*, vol.20, 1967, p.21.
- 12) Anon., "Some notes about seladang", *Selangor Journal*, I, No.18-19, 1893, pp.382-4.
- 13) MacKenzie, *op.cit.*, p.283, および L. Oliphant, *Narrative of the Earl of Elgin's Mission to China and Japan in the Years 1857, 1858 and 1859*, 1859, vol.1, p.24.
- 14) H. C. Robinson, *The Birds of the Malay Peninsula*, vol.1, 1927, pp.16-7, *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.I*, 1932, p.15.
- 15) Enactment No.11 of 1911, Federated Malay States(以下、F.M.S と略記する), *Enactments 1911*, Government Press, pp.32-5.
- 16) E. C. Foenander, *Big Game of Malaya: Their Types, Distribution and Habits*, 1952, p.114.
- 17) 象牙のままで一本目は王族が慣習的に権利を行使し、二本目についても形ばかりの報酬が与えられるのみで、王族によって押収されるという慣習法が広まっていた。以上、J. M. Gullick, "Selangor 1876-1882: the Bloomfield Douglas Diary", *Journal of the Malayan Branch of the Royal Asiatic Society*, vol.58-1, pp.1-51.
- 18) 例えば、H. C. Syers, "Shooting in Selangor", *Selangor Journal*, vol.1 No.6, pp.201-2, G. Maxwell, In Malay Forests, 1907(reprinted in 1960), p.21.
- 19) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.II*, 1932, p.211.
- 20) J. Drabble, *Rubber in Malaya*, 1876-1922, 1973, p.215, S. R. Aiken and C. H. Leigh, *Vanishing Rain Forests: the Ecological Transition in Malaysia*, 1992, p.55.
- 21) パハンではマレー野牛によるプランテーション襲撃すら報告されている。その被害状況の詳細な訴えは三章で詳述する。
- 22) この規定を巡る論争については、三章で詳しく検討する。この「財産と生命の保持を目的とするハンティング」を許可する権限は、21年法においては地方行政官にある旨明記されているのだが、25年法ではその箇所が削除され、しばしば新たに創設された野生動物保護監督官 Game Warden に権限が委譲されたと解釈され、ゴム・プランターと野生動物保護論者との間で議論となる。
- 23) G. Maxwell, "Big game and planters", *British Malaya*, vol.2-8, 1927, pp.197-201.
- 24) T. Hubback, "Sport; the hunting of big game", in A. Wright and H. A. Cartwright, *Twentieth Century Impressions of Malaya*, 1908, p.165.ハンターとしてのフバックの著作としては T. Hubback, *Elephant and Seladang Hunting in the Federated Malay States*, 1905 が有名である。

- 25) J. M. Gullick and G. Hawkins, "Theodore Hubback" in *Malayan Pioneers*, 1958, pp.78-85.
- 26) H. H. Banks, K. P. Reynolds, R. R. Hartley, A. T. Edgar らの名前が 1947 年の連合州保護監督官年次報告書の中で、その歴史を遡るなかで言及されている。Annual Report of the Game Department, Malayan Union, 1947.
- 27) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.II*,1932, p.273.
- 28) ただし、この地域は 1910 年に森林保護区に改めて登録されている。Jeyamalar Kathirithamby-Wells, *op.cit.*, p.200.
- 29) MacKenzie, *op.cit.*, p.278.
- 30) 野生動物保護局創設は英領アジアでは例がなく、インド、ビルマでも森林局の一部に組み込まれている。マラヤもこの例が踏襲され、森林局が同時に野生動物保護の役割を担っていた。以上、Jeyamalar Kathirithamby-Wells, *op.cit.*, pp.205-6
- 31) C. Mitchell, Zoological Society, London, to W. G. A. Ormbsy-Gore, 3 Nov. 1925, CO 717/5/20854 の中で、ミッチャエルはマレー連合州政府によるフック観として紹介している。しかし、オムズビーゴアは野生動物保護に熱心な人物であり、フックの活動に協力的姿勢をみせることになる。
- 32) この中で、不法に得られたトロフィの密輸出の取り締まり強化に関して条項を追加するよう強く要請している。W. G.A. Ormbsy-Gore to Guillemard, F.M.S. 30 April 1925, CO717/5/238.
- 33) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.II*,1932, p.76.
- 34) T. Hubback, "Game Preservation in Malaya", n.d. No.8, CO717/62/4.
- 35) Chairman, RGA to the Under-Secretary of State, 7 Nov 1932, CO717/89/7.
- 36) T. Hubback, Pahang to Chief Secretary, 3 Sep. 1929, CO717/62/4.
- 37) I. N. H. Evans, Acting Director of Museum, Kuala Lumpur, to the Under-Secretary F.M.S., copy to Under-Secretary Colonial Office, 26 July 1929, No.62310, CO717/62/4.
- 38) J. A. W. Simmons, British Resident Negeri Sembilan, 16 Dec. 1929, enclosed in H.C. Scott to Lord Passfield, 5 Jan. 1930, no.8, CO717/69/3. および T. Comyn-Platt, "A report on fauna preservation in Malaya", *Journal of Society for the Preservation of the Fauna of the Empire*, vol.30, 1937, p.49.
- 39) "Preservation of wild fauna" 21 Nov. 1929, *Hansard* 75, pp.625-60.
- 40) Onslow to Passfield, 5 Dec. 1929, no.597, CO717/62/4.
- 41) Colonial Office Memo, 28 March 1930, CO717/69/3.
- 42) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.I*,1932, pp.1-2.
- 43) MacKenzie, *op.cit.*, p.279.
- 44) この委員会による聴き取り調査そのものから浮かび上がる、さらに錯綜した利害の対立の具体相については別稿を用意している。
- 45) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.III*,1932, p.308.
- 46) *Ibid.*, p.294
- 47) *Ibid.*, p.279.
- 48) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.II*,1932, p.310
- 49) *Ibid.*, pp.279-81.
- 50) *Ibid.*, p.282.
- 51) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.I*,1932, p.282.
- 52) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.III*,1932, pp.287-91.

- 53) *Ibid.*, p.284.
- 54) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.II*, 1932, p.285.
- 55) *Ibid.*, pp.286-9.
- 56) *Ibid.*, pp.293-4.
- 57) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.I*, 1932, pp.294-6.
- 58) *Ibid.*, pp.300-1.
- 59) *Ibid.*, pp.326-7.
- 60) *Ibid.*, p.336.
- 61) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.III*, 1932, pp.356-7.
- 62) *Ibid.*, pp.358-60.
- 63) *Ibid.*, p.325.
- 64) *Ibid.*, pp.352-6.
- 65) MacKenzie, *op.cit.*, pp.279-8, Jeyamalar Kathirithamby-Wells, *op.cit.*, pp.208-17.
- 66) *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.I*, 1932, p.3.
- 67) 先述の、29年11月21日におこなわれた本国上院の議論の中で、植民地大臣パシフィールドは、クリューガー国立公園の設立に言及しつつ、東アフリカおよびアジアへの国立公園の設置は、その費用対効果を勘案すると「現時点では不要だ」と明言している。 *Report of the Wild Life Commission: Recommendations vol.III*, 1932, pp.303-9.